

岡山県内の事業者の皆様へ緊急のお知らせ！

フォークリフト

による**死亡災害**が多発しています



岡山県内において令和5年8月現在、**フォークリフトによる労働死亡災害**がすでに**3件発生**しています。

3件の死亡災害はいずれもフォークリフトの転倒により運転者が車体の下敷きになるというものでした。フォークリフトが転倒すると運転者が運転席から放り出されるリスクが非常に高いので、下記に留意し、転倒させない安全運転をしましょう。

➤ **スピードを出しすぎない！ 傾斜地は要注意！**

制限速度は5～10km/hで設定しましょう。速度超過した場合の警報装置を装備するのも効果的です。

➤ **旋回をする際は速度を落とす！**

フォークリフトはとても小回りが利きますが、速度を落とさずに旋回すると簡単に転倒します。

➤ **過積載や偏荷重はダメ絶対！**

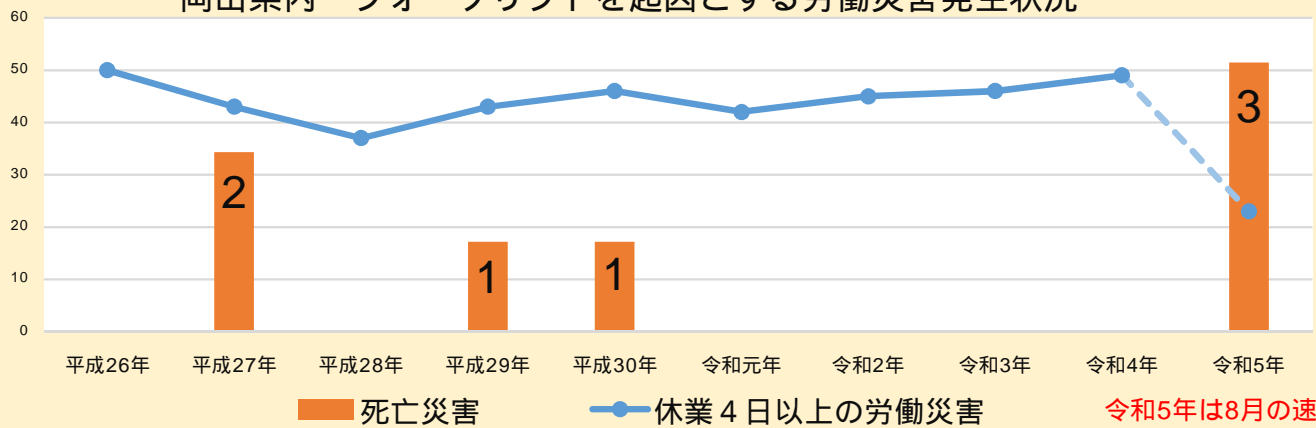
積載する荷の形や重量によって重心は大きく変わります。正しい積載を心がけましょう。

➤ **シートベルトはあなたの命を守る！**

フォークリフトが転倒すると高確率で運転者が放り出されます。シートベルトを確実に着用しましょう。

シートベルトが装備されていないフォークリフトには後付けしましょう。

岡山県内 フォークリフトを起因とする労働災害発生状況



岡山県内におけるフォークリフトを起因とする労働災害は毎年40～50件で推移しています。また、絶対にはなならない死亡災害ですが、令和になって以降は発生していませんでしたが、本年は8月の時点ですでに3件も発生しており、大変憂慮される状況です。

令和5年に岡山県内で発生したフォークリフトを起因とする死亡災害事例

図はすべてイメージです

災害事例 【業種】建設業【被災者】男性・48歳【経験期間】12年

【災害発生状況】

自社倉庫から建設現場までフォークリフトを移送するため、道路（下り坂で傾斜約7度）を走行中、フォークリフトが転倒し、運転者が下敷きとなった。下り坂で速度が上がり、フォークリフトの制御ができなくなったと推定される。フォークリフトにシートベルトが未設置であった。



災害事例 【業種】製造業【被災者】男性・63歳【経験期間】36年

【災害発生状況】

倉庫内において材料を運搬する荷役作業を行っていたところ、何らかの原因でフォークリフトが横転し、運転者が下敷きになった。なお、フォークリフトに荷は積載されておらず、フォークが最上昇位置付近まで上がった状態で発見された。シートベルトは未着用であった。



災害事例 【業種】運送業【被災者】男性・43歳【経験期間】4ヶ月

【災害発生状況】

トラックから荷下ろしをするため、ヤードからスロープを下り、トラック付近に向かっていたところ、フォークリフトが横転し、運転者が下敷きになった。スロープ（傾斜8度）でスピードが出ていたところに、ハンドルを切ったことで横転したと推定される。フォークリフトにシートベルトが未設置であった。



フォークリフトに係る関係法令（抜粋）

最大荷重1t以上のフォークリフトの運転は技能講習修了者が行っていますか【労働安全衛生施行令第20条11号】

最大荷重1t未満のフォークリフトの運転は特別教育を受けた労働者が行っていますか【労働安全衛生規則第36条5号】

作業計画を定め、その計画により作業を行っていますか【労働安全衛生規則第151条の3】

作業を行う場所に応じた適正な制限速度を定めていますか【労働安全衛生規則第151条の5】

偏荷重が生じないように荷を積載していますか【労働安全衛生規則第151条の10】

乗車席以外の箇所（例えばフォーク）に労働者を乗せていませんか【労働安全衛生規則第151条の13】

フォークリフトを主たる用途（荷役作業）以外の用途に使用していませんか【労働安全衛生規則第151条の14】

1年以内ごとに特定自主検査を受検していますか【労働安全衛生規則第151条の21】



有資格者は定期的に「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を受けるように努めましょう【労働安全衛生法第60条の2】